

令和4年4月25日

保護者の皆様へ

神戸市

施設（園）で陽性者が確認された場合の取扱いについて

新年度に際し、施設（園）で陽性者が確認された場合の取扱いについて、改めてお知らせいたします。

現在、本市では、施設（園）で陽性者が発生しても保健所による濃厚接触者の特定が実施されておらず、それを踏まえた取扱いとなっています。今後、市内の感染状況などにより変更する際には改めてお知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程よろしくお願ひします。

1. 園にて陽性者が確認された場合の取扱い

園児が陽性になった場合、同じクラスの園児は、原則、陽性者との最終接触日にさかのぼって7日間の登園自粛をお願いします。

特に、登園自粛期間中および登園再開後3日間のご家庭でお子様の健康観察を行っていただき、発熱等のかぜの症状がある場合は、医療機関の受診をしてください。

※上記を原則としますが、保育の実施状況等によってはこの通りにはならないことがあります。詳細は、園の指示に従ってください。

保育園等では、園児はマスクを常時適切な方法で着用することが難しい、密集・密接が避けがたいなど、学校に比べて感染防止対策の徹底が難しいことから、陽性者が確認されたクラス内で感染可能期間中に登園していた園児に対して、濃厚接触者の取扱いに準じ、陽性者との最終接触日にさかのぼって7日間の登園自粛を要請しています。

2. 0～2歳児クラスの保育料の取扱い

園内で陽性者が発生し登園自粛をお願いする場合、および別添「園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安」に基づき欠席する場合は、欠席日数分の保育料（利用者負担額）を日割りで減額します。

風邪症状等で欠席される場合は、必ずその理由を通われている施設に申し出るようお願いいたします。

保育料の還付方法については、後日、神戸市または通われている施設よりあらためてお知らせします。神戸市から通われている施設へ登園状況を確認し、保育料の減額を行いますので、保護者の方から神戸市への特別な手続きは不要です。

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者になった場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。
		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。 なお、当該濃厚接触者による送迎はお控えください。
⑤ 園児のきょうだいの在籍する保育施設・学校園のクラスで感染者が確認された場合		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。